

令和2年度 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）の 本算定結果の概要について

県では、令和2年度の国民健康保険の財政運営に向け、国民健康保険法第75条の7に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金^{※1}」という。）及び同法第82条の3に規定する標準保険料率について、県国民健康保険運営方針や国の納付金等算定ガイドライン等に基づき、また市町村との協議も踏まえ、以下のとおり算定を行った。

1 納付金について

【被保険者数・診療費の見通し】

- ◎ 令和2年度の被保険者数（一般分^{※2}）については、令和元年9月の被保険者数等をもとに、年齢区分等を考慮して、455,623人と推計した。前年度（467,545人）と比較して、社会保険への加入等により、11,922人（▲2.55%）減少する見込みである。
- ◎ また、令和2年度の診療費については、令和元年10月分までの1年間分の実績をもとに、令和2年度の診療報酬改定（▲0.46%）等も考慮して、約1,796億円と推計した。前年度（約1,819億円）と比較して、被保険者数の減少等により、約23億円（▲1.26%）減少する見込みである。

被保険者数・診療費の見通し				
年 度	令和2年度	令和元年度	対前年度	
			増減数	増減率
被保険者数（一般分）	455,623人	467,545人	▲ 11,922人	▲ 2.55%
診 療 費	約 1,796億円	約 1,819億円	約 ▲ 23億円	▲ 1.26%

- 令和元年12月末に国から示された確定係数をもとに算定した納付金総額は、約562億3,400万円と、前年度（約591億8,000万円）と比較して約29億4,600万円（▲4.98%）減少している。
- 納付金総額が減少した主な要因としては、歳入面では、国から示された前期高齢者交付金が約47億円の増となっているため、約18億円の減となった療養給付費等負担金や約8億円の減となった普通調整交付金などを差し引いてもなお総額で

約16億円程度の歳入増が見込まれていること。また、歳出面でも、被保険者数の減少（▲11,922人）及び診療報酬のマイナス改定（▲0.46%）などに伴って、保険給付費が約9億円の減となったほか、介護納付金についても約10億円の減となったことなどによるものである。

- 市町村ごとの納付金総額でも、28団体（80.00%）が減少し、7団体（20.00%）が増加している。県の納付金総額が減少している中、一部の団体が増加した主な要因としては、前期高齢者交付金の精算方法が、令和2年度から都道府県単位で精算されることに変更になったことなどが考えられる。
- 被保険者1人当たりの納付金（一般分）は、123,401円と、前年度（126,469円）と比較して3,068円（▲2.43%）減少している。
- 市町村ごとの被保険者1人当たりの納付金（一般分）の増減率は、22団体（62.86%）が減少し、13団体（37.14%）が増加している。
- 減少している団体のうち最大の減少率は、▲7.79%（▲10,166円）である。一方、増加している団体の最大の増加率は、+4.78%（5,638円）である。なお、市町村ごとの増減率に差異が生じていることについては、納付金の算定において、市町村ごとの医療費水準や所得の差による調整を行っていることなどによるものである。

国民健康保険事業費納付金の本算定結果				
年 度	令和2年度	令和元年度	対前年度	
			増減数	増減率
納付金総額	56,234,895,872円	59,180,330,800円	▲2,945,434,928円	▲4.98%
うち一般分	56,224,728,838円	59,130,376,883円	▲2,905,648,045円	▲4.91%
被保険者1人当たり納付金（一般分）	123,401円	126,469円	▲3,068円	▲2.43%

市町村ごとの増減率 (被保険者1人当たり納付金〔一般分〕)		減 少	増 加
対前年度	増減数	22団体	13団体
	割合	62.86%	37.14%
最大		▲7.79%(▲10,166円)	4.78%(5,638円)

- ※1) 納付金：各市町村が都道府県に納める金額。都道府県の給付費総額から、前期高齢者交付金や療養給付費等負担金、保険者努力支援制度（都道府県分）など都道府県に交付される公費を控除した額を、被保険者数や所得水準、年齢調整後医療費水準等に基づき市町村ごとに按分して算出している。
- ※2) 一般分：一般被保険者分の略で、国民健康保険被保険者のうち、退職被保険者等を除いた被保険者をいい、被保険者数ベースでは全体の99.999%を占めている。

2 激変緩和措置の内容について

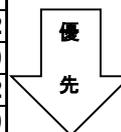
- 制度改革の前後で、被保険者の保険料（税）負担が急激に増加することを回避するための仕組みとして、前年度に引き続き激変緩和措置を実施した。
- 具体的には、平成28年度における被保険者1人当たりの納付金相当額と、令和2年度の1人当たりの納付金額を比較して、増加する金額のうち、例えば医療分は、対令和元年度比で自然増（3.53%）及び+ δ （1.00%）分を除いた金額を措置している。

（参考）令和元年度は、平成30年度比で自然増＝3.02%、+ δ ＝0.5%。

- その結果、8団体に対し総額約1億6,200万円の措置を行っており、前年度（19団体、総額約13億4,700万円）と比較して11団体（▲57.89%）、総額ベースでは約11億8,400万円（▲87.95%）の減少となっている。

年 度	令和2年度	令和元年度	対前年度	
			増減数	増減率
激変緩和措置対象	8団体	19団体	▲11団体	▲57.89%
激変緩和措置額	162,349,972円	1,347,298,406円	▲1,184,948,434円	▲87.95%

財 源		
国の財政支援	暫定措置の一部	162,349,972
	追加激変緩和	0
	計	162,349,972
県1号繰入金	定率分(1/9)	0
合 計		162,349,972



注) 国の財政支援のうち激変緩和措置に充てなかった残額(計 約3億1,700万円)及び県1号繰入金の定率分(1/9)(約10億9,800万円)は、納付金総額からの減算に使用。

3 標準保険料率（理論値）について

- 別紙「令和2年度 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）※3」（資料1-2）に記載のとおり。

※3) 標準保険料率（理論値）

統一の算定ルールに基づき県が算定する理論値であり、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」（算定方式：宮城県は3方式）と、県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」（算定方式：2方式）がある。
 なお、実際の保険料（税）率は、標準保険料率（理論値）を参考として各市町村が決定するため、今回の算定結果が実際の保険料（税）率を示すものではない。

4 令和2年度における各市町村の保険料（税）率の改正に関する検討状況

（令和2年1月29日 現在）

- 令和2年度の国民健康保険料（税）率の改正に関する検討状況の調査の結果、「改正する予定」と回答したのは7団体（20.00%）、「改正しない予定」とあると回答したのは23団体（65.71%）となっている。残りの5団体（14.29%）については、「現時点ではわからない」と回答している。

- 「改正する予定」であると回答した7団体のうち、1団体が引き上げの見込み、3団体が引き下げ又は据え置きの見込み、残りの3団体は現時点ではわからないと回答している。

令和2年度における各市町村の国民健康保険料（税）率の改正に関する検討状況の調査結果			
	団体数	割合	備考
改正する予定	7団体	20.00%	
引き上げの見込み	1団体		所得総額の減少
引き下げの見込み	1団体		
据え置きの見込み	2団体		
現時点ではわからない	3団体		
改正しない予定	23団体	65.71%	
現時点ではわからない	5団体	14.29%	

(令和2年1月29日 現在)